

## 高野町職員の処分について

このたび、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例に基づき下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いました。

### 記

#### 1 事案の概要

勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であるため、下位の職（4級）への降格処分とする。

#### 2 処分日

令和3年4月1日（木）

#### 3 被処分者及び処分内容等

(1) 被処分者 1 町長部局 一般職 課長級 男性 50歳代 降格